

令和8年度個人市民税・県民税・森林環境税についてのお知らせ

主な税制改正



1. 給与所得控除の見直し

令和7年中の収入をもとに計算する令和8年度の市民税・県民税から、給与収入金額が190万円以下の方の最低保障控除額が最大10万円引き上げられます。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超 180万円以下	給与等の収入金額×40%－10万円	
180万円超 190万円以下	給与等の収入金額×30%＋8万円	
190万円超 360万円以下	給与等の収入金額×20%＋44万円	改正なし
360万円超 660万円以下	給与等の収入金額×10%＋110万円	
660万円超 850万円以下	195万円（上限）	

給与所得控除の見直しにより、給与収入のみで106万5千円以下の場合は、鹿児島市の市民税・県民税・森林環境税は非課税になります。

※非課税の基準は、扶養親族等の人数や納税義務者ご本人の状況（障害者、未成年者等）などによって変わります。上記は、扶養親族がなく、納税義務者本人が、障害者・未成年者・寡婦・ひとり親に該当しない場合の金額です。

※給与等の収入額が660万円未満の場合、所得税法別表第5の「給与所得控除後の給与等の金額」欄にある額が、給与所得金額となります。（地方税法第313条第2項、所得税法第28条第4項）

2. 各種扶養控除等に係る所得要件の引上げ

令和7年中の収入をもとに計算する令和8年度の市民税・県民税から、各種扶養控除等の適用を受ける場合の所得要件額が10万円引き上げられます。

所得要件	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	48万円	58万円
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	48万円	58万円
勤労学生の合計所得金額	75万円	85万円
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円

令和8年度から被扶養者が給与収入のみの場合、123万円以下まで配偶者控除・扶養控除が適用できます。

※被扶養者に給与以外の収入がある場合は、扶養控除が適用できる上限が変わることもあります。

3. 特定扶養控除の見直し・特別控除の創設

これまで納税義務者に、19歳以上23歳未満である扶養親族がいる場合、その納税義務者は45万円の「特定扶養控除」を受けることができましたが、令和7年中の収入をもとに計算する令和8年度の市民税・県民税から、合計所得金額が58万円を超える（税法上の扶養の範囲を超える）19歳以上23歳未満の親族がいる場合においても、納税義務者が受けられる控除額が当該親族の合計所得金額に応じて逡減（徐々に減少）していく「特定親族特別控除」が創設されました。

特定親族の合計所得金額（給与収入のみの場合の給与収入金額）	納税義務者の特定親族特別控除額	※特定親族の合計所得金額が58万円を超えた場合は、特定親族特別控除は適用できませんが、税法上の扶養親族にはあたりませんので、ご注意ください。
58万円超 95万円以下（123万円超 160万円以下）	45万円	
95万円超 100万円以下（160万円超 165万円以下）	41万円	
100万円超 105万円以下（165万円超 170万円以下）	31万円	
105万円超 110万円以下（170万円超 175万円以下）	21万円	
110万円超 115万円以下（175万円超 180万円以下）	11万円	
115万円超 120万円以下（180万円超 185万円以下）	6万円	
120万円超 123万円以下（185万円超 188万円以下）	3万円	

令和8年度税制改正



猶予制度及び減免制度

- 災害、病気、事業の廃止など、特別な事情で、一度に納税することができないと認められるときは、原則として1年以内の期間、納める時期を遅らせたり、分割して納めたりすることができます。詳しくは、本庁・谷山支所の納税担当課（係）にお早めにご相談ください。
- 災害により損害を受けた場合や、生活扶助（生活保護）を受けているなど特別な事情がある場合は、その状況に応じて減免を受けられることがあります。申請が可能な時期や要件等は、本庁・谷山支所の市民税担当課（係）にお問い合わせください。

※原則、納期限までの申請が必要です。

公的年金を受給されている方へのお知らせ

〈公的年金からの市民税・県民税・森林環境税の特別徴収制度〉

公的年金受給者の納税の便宜を図るとともに、市区町村における徴収の効率化を図る観点から、公的年金からの市民税・県民税・森林環境税の特別徴収(天引き)制度が実施されています。

1. 対象者

市民税・県民税・森林環境税の納税義務者のうち前年中に公的年金等の支払を受けていて、4月1日現在、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払(老齢等年金給付)を受けている65歳以上の方。

2. 対象税額

公的年金等の所得に係る所得割額及び均等割額(森林環境税含む)になります。

税額決定・納税通知書の公的年金特別徴収税額欄の記載金額が、年金から特別徴収される税額です。

年金の支払月ごとに特別徴収される税額は、通知書に徴収月別に記載されておりますのでお確かめください。

※ 65歳以上の方の公的年金等の所得に係る所得割額については、給与から特別徴収されません。

※ 給与所得など他に所得がある場合、他の所得に係る所得割額等は、普通徴収(納付書又は口座振替により納める方法)又は給与からの特別徴収となります。

※ 給与からの特別徴収が行われている方の均等割額は、給与から特別徴収されます。

3. 対象年金

国民年金法に基づく老齢基礎年金等が対象となります。(遺族年金、障害年金は除く。)

4. 算定方法と徴収時期

今年度から新たに公的年金特別徴収の対象となる方

	普通徴収税額(個人納付)		公的年金特別徴収税額		
	6月(第1期)	8月(第2期)	10月	12月	翌年2月
税額	年税額の4分の1ずつ		年税額の6分の1ずつ		

前年度の途中で、公的年金から特別徴収する税額が変更になったことなどに伴い特別徴収が中止になった方は、今年度の10月の年金支給分から特別徴収が再開されます。この場合、今年度から新たに特別徴収の対象となる方と同様、6月と8月の2期分は納付書で納めていただくことになります。

公的年金特別徴収が継続されている方

	公的年金特別徴収税額					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	前年度分の年税額の6分の1ずつ			年税額から仮徴収した額を控除した額の3分の1ずつ		

(注) 表中の年税額は、公的年金等の所得に係る所得割額及び均等割額(森林環境税含む)です。

※年の途中で税額の変更があった場合など、上記図のようにならないことがあります。

仮徴収(4月、6月、8月)の税額が、納税通知書に記載された税額より大きい場合、原則差額を還付または滞納分へ充当します。差額については、後日納税課より発送する還付通知書または充当通知書をご確認ください。

〈公的年金受給者のうち申告が必要な場合〉

収入が公的年金等のみであっても、次のような場合などは個人市民税・県民税の申告が必要です。

- 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける場合
例：年金保険者に提出する「扶養親族等申告書」に寡婦・ひとり親・扶養・障害等の記載をしていない場合
源泉徴収票に記載されていない社会保険料や生命保険料等の支払がある場合
- 受給している公的年金等が障害年金・遺族年金のみで、本市にお住まいの親族の税法上の扶養親族等になっていない場合
- 源泉徴収対象外の年金(外国で支払われる年金)を受給している場合

地方税統一QRコード(eL-QR)等による納付

個人市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)の納付書に記載されたeL-QRや番号を利用して、スマホ決済アプリによる納付や地方税お支払サイトでのクレジットカード等による納付ができます。詳細は右記のQRコードから地方税お支払サイトをご確認ください。

※クレジットカードによる納付は別途手数料がかかります。

※「地方税お支払サイト」は令和8年9月より「eL(エル)お支払サイト」にサイト名が変更されます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



お問い合わせ先 / 窓口対応時間 平日8:45~16:30 電話対応時間 平日8:30~17:15

◎課税の内容・減免制度

本庁 市民税課 099-216-1174・1175・1173
谷山 税務課 市民税係 099-269-8421

◎猶予制度・納税相談

本庁 納税課 099-216-1191~1194
谷山 税務課 納税係 099-269-8427

◎口座振替・納税方法

本庁 納税課 収納係 099-216-1190

※税の計算・調査・相談業務は、令和7年10月から本庁・谷山支所に集約されました。谷山支所を除く各支所に来庁された場合、テレビ窓口で本庁・谷山支所の職員が対応します。